

牛久市成年後見制度 利用促進計画

地域一体で権利と利益を守り、すべての市民が
どのような状況になっても安心して暮らせるまちをつくる

2019年度～2021年度
牛久市

はじめに

成年後見制度は認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合う重要な手段ですが十分に利用されていません。こうした状況は高齢化社会において喫緊の課題であることから、国では平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画を定めました。

牛久市においても、今後成年後見制度を必要とする認知症や、ひとり暮らし高齢者の増加、障がい者を支えるご家族等の高齢化により、成年後見制度の利用ニーズの高まりが予想されます。



すべての市民の皆様が愛着のある地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するために、一人ひとりの権利と利益を守ることが重要であり、今後のより一層の制度の積極的な利用を促していくことが重要であると考えます。

そこで、「みんなのしあわせづくり計画 牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の中間見直しのタイミングで、成年後見制度利用促進に特化した「牛久市成年後見制度利用促進計画」を策定するにいたしました。

今後は「地域一体で権利と利益を守り、すべての市民がどのような状況になっても安心して暮らせるまちをつくる」の基本理念の実現に向けて、「ノーマライゼーション」「自己決定権の尊重」「身上保護の重視」の3つの視点を基本に計画の推進を図ってまいります。

また成年後見制度の利用促進のためには、行政、社会福祉協議会、裁判所、事業者などで連携を図ることが大切です。これらの機関の連携を促すべく、地域一体で取り組む体制づくりにも着手し、今後の制度利用の基盤づくりに着手いたします。

結びに、この計画の策定にあたり、御指導、御尽力いただきました牛久市地域福祉計画審議会及び牛久市地域福祉活動計画策定委員会の皆様、市民満足度調査やパブリックコメント等で貴重な御意見をいただきました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成31年3月

牛久市長 根本 洋 治

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	3
2	計画の位置づけ	4
3	計画の期間	6
第2章	計画策定の考え方	7
1	基本理念	9
2	基本的視点	9
3	基本目標	10
4	施策体系	11
第3章	成年後見制度をめぐる状況	13
1	国・市の状況	15
第4章	施策の展開	23
	基本目標 1	25
	基本目標 2	29
	基本目標 3	32
第5章	計画の推進	37
1	計画の推進体制	39
2	計画の進行管理	40
資料編		41

第 1 章

計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症高齢者や障がい者など判断能力の不十分な人のために財産管理や契約を代わって行う後見人などを選任する制度であり、平成11（1999）年民法の一部改正により、従来の禁治産制度が見直され、平成12年から制度が始まっています。

平成28年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」が施行され、国ではこれまでの取組と、さらにノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとされました。

また、国では、成年後見制度の利用の促進に関する法律第12条第1項の規定に基づき、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画を定めました。

同計画では、市町村の役割として、地域連携ネットワークの整備・中核機関の設立・運営・相談体制および地域連携ネットワークの構築支援、成年後見制度の利用の促進に関する事項の審議機関の設置等が明記されています。

こうした、地域における体制整備は、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進めることとされており、今回「牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の見直しに合わせて、新たに「牛久市成年後見制度利用促進計画」を策定することといたしました。

（参考）成年後見制度とは

判断能力に欠ける、あるいは不十分な人の権利を守る援助者として、家庭裁判所への手続により成年後見人等を選任し、契約を代わって結ぶことや、本人の誤った判断による行為を取り消して本人を法的に保護し、その判断能力を補う制度です。

判断能力の不十分な人は、不動産や預貯金などの財産管理や、身のまわりの介助のための介護サービス又は施設への入所などに関する契約を結ぶ必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、消費者被害に遭う恐れもあります。

このような判断能力の不十分な人を成年後見人等が保護し、本人に代わって財産管理や契約行為などの支援を行います。

大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。法定後見にはさらに、「後見」、「保佐」、「補助」という3つのタイプがあり、家庭裁判所への手続により、本人の判断能力の程度に応じて、タイプが選ばれます。後見制度の申立時に医師の診断書等を添付し、申立後に家庭裁判所が必要に応じて鑑定を行い、審判によりタイプが決定されます。

また、選任される後見人等については、第三者である専門職・法人・研修を受けた市民が後見人等になる場合と、家族などが親族後見人として選任される場合があります。

2. 計画の位置づけ

- ①「牛久市成年後見制度利用促進計画」は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づき、成年後見制度利用促進の理念や方向性を明らかにするものです。
- ②「茨城県地域福祉支援計画」を踏まえるとともに、「牛久市総合計画」を上位計画として策定した「みんなのしあわせづくり計画 牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」との整合性を図ります。
- ③「牛久市成年後見制度利用促進計画」は、「牛久市第3次総合計画」の重要な柱である「すべての人が安心して暮らし続けられるまち」の方向性と対応する内容となっています。
- ④成年後見制度とは、民法に基づく法定後見と、任意後見契約に関する法律に基づく任意後見があります。計画では成年後見のほか、民法に規定された未成年後見も対象とします。

(参考) 成年後見制度の利用の促進に関する法律より抜粋

(国民の努力)

第7条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の相互の連携)

第8条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2. 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

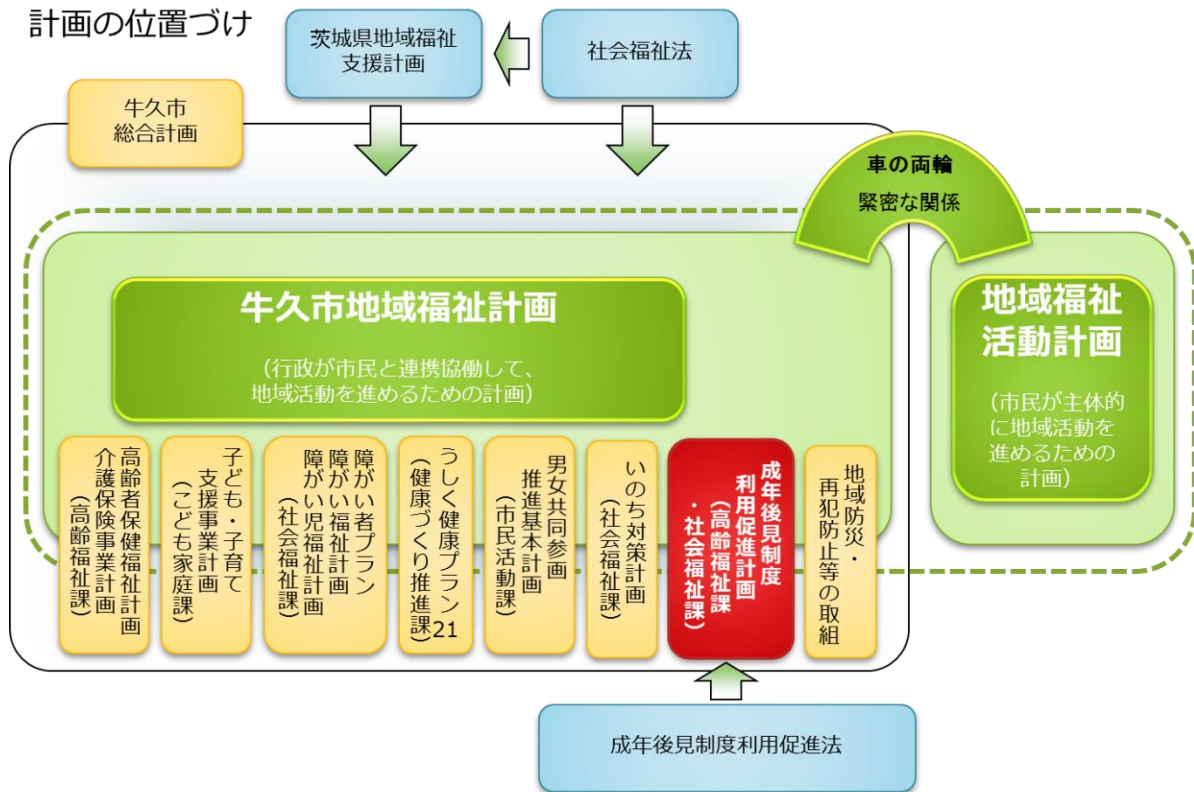
(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2. 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

計画の位置づけ

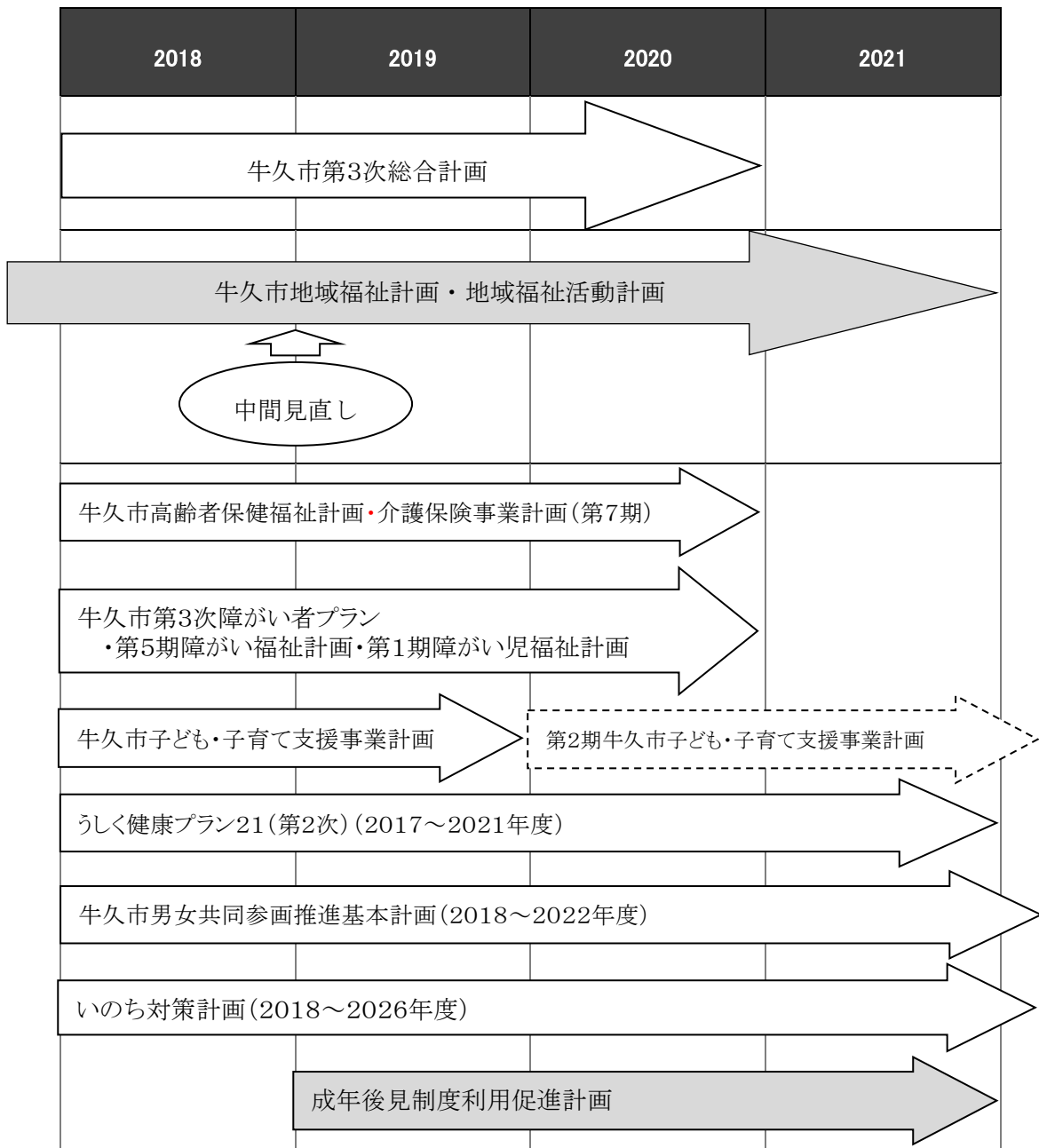
計画の位置づけ



3. 計画の期間

「牛久市成年後見制度利用促進計画」は、2019年度から2021年度までの3か年を計画期間とします。

なお、計画期間中は、牛久市総合計画を上位計画として策定した牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画との整合性を図りながら、社会経済状況の変化に応じて見直していくものとします。



第2章

計画策定の考え方

1. 基本理念

**「地域一体で権利と利益を守り、
すべての市民がどのような状況になっても安心して暮らせるまちをつくる」**

市内には多くの高齢者、障がいのある方が生活されており、認知症高齢者や障がい者の人数は、今後も増加すると考えられています。

そのような状況にあって、成年後見制度の利用は、こうした方々の権利と利益を守るうえで重要なものであり、今後は、より一層の利用促進が求められます。

牛久市では、地域連携ネットワークの構築によって、制度の利用が必要な方に積極的な利用を促進し、愛着のある地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

2. 基本的視点

基本理念を実現するため、本市では、次の3つの視点に立って本計画を推進します。

視点1 ノーマライゼーション（※1）

個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障します。

視点2 自己決定権の尊重

意思決定支援の重視と自発的意思の尊重を行います。

視点3 身上保護の重視（※2）

財産管理（※3）のみならず身上保護も重視します。

※1 「ノーマライゼーション」とは、高齢者や障がい者が、地域の人たちと互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すことです。

※2 「身上保護」とは、本人の医療、住居の確保、施設の入・退所、介護、生活維持等に関する事務です。

※3 「財産管理」とは、本人の財産の管理に関する事務です。

3. 基本目標

目標1 利用者がメリットを実感できる制度の運用を進めます

制度の利用が必要な人に積極的に成年後見制度の利用を促進するためには、本人の生活状況等に関する情報が、医師・裁判所に伝わるようにしていく必要があります。制度の運用を通して、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人候補者の調整等を進めます。

目標2 権利擁護支援（※4）の地域連携ネットワークづくりを進めます

「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築によって、保健・医療・福祉・司法を含めた連携の仕組みを構築し、制度の広報から利用の相談、制度の利用の促進やマッチング、後見人支援等まで、幅広く整備を進めます。

目標3 安心して成年後見制度を利用できる環境を整備します

制度の利用を促進するためには、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備することが必要です。

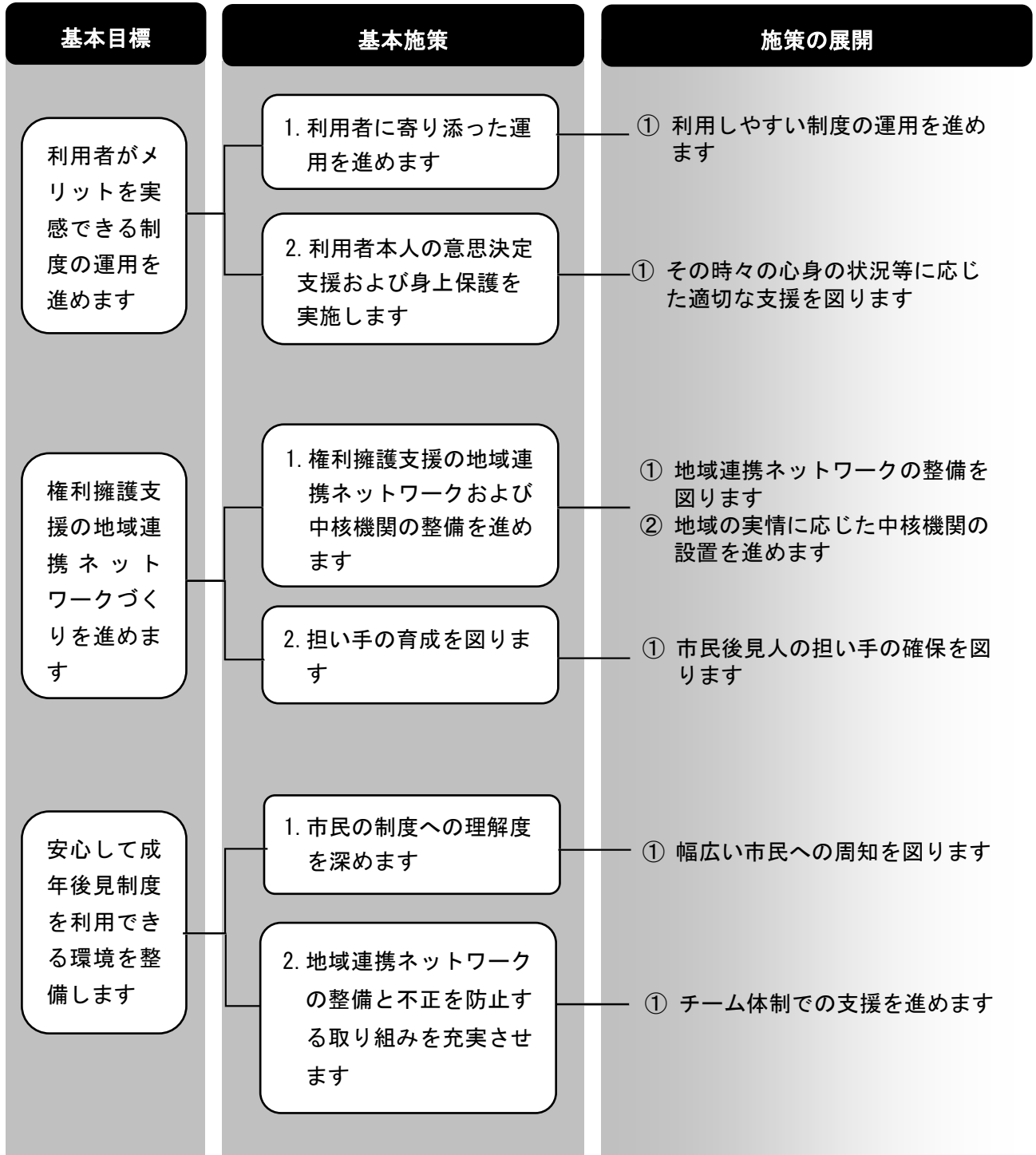
また、後見人の役割の認識不足から不正事案が生じる可能性があります。こうした不正を防ぐためには、地域連携ネットワーク等によるチーム体制での支援を進めていくことが必要です。

※4 「権利擁護支援」とは、権利侵害からの保護、生活上の基本的ニーズの充足だけでなく、本人らしい生活等ができるよう支援することです。

4. 施策体系

基本理念

「地域一体で権利と利益を守り、
すべての市民がどのような状況になっても安心して暮らせるまちをつくる」



第 3 章

成年後見制度をめぐる状況

1. 国・市の状況

1. 国・市における成年後見制度の利用に関する現状および推計

(1) 国における成年後見制度の利用に関する現状および推計

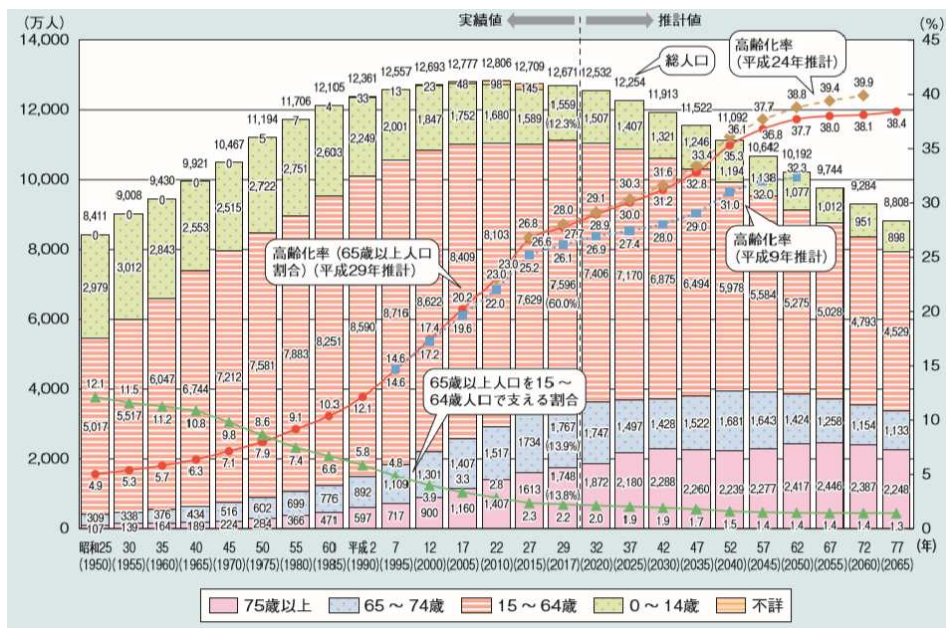
①全国における高齢者・障がい者、未成年者の現状と将来推計

65歳以上人口は、「団塊の世代」が65歳以上となった2015年（平成27年）に3,347万人となり、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年には3,677万人に達すると見込まれています。その後も65歳以上人口は増加傾向が続き、2042年に3,935万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。

総人口が減少する中で65歳以上の者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、2036年に33.3%で3人に1人となります。2042年以降は65歳以上人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、2065年には38.4%に達して、国民の約2.6人に1人が65歳以上の者となる社会が到来すると推計されています。

総人口に占める75歳以上人口の割合は、2065年には25.5%となり、約3.9人に1人が75歳以上の者となると推計されています。65歳以上人口のうち、65～74歳人口は「団塊の世代」が高齢期に入った後に2016年（平成28年）の1,768万人でピークを迎えます。その後は、2028年まで減少傾向となりますが再び増加に転じ、2041年の1,715万人に至った後、減少に転じると推計されています。一方、75歳以上人口は増加を続け、2018年（平成30年）には65～74歳人口を上回り、その後も2054年まで増加傾向が続くものと見込まれています。

図1. 国内における人口の状況および推計



資料：内閣府「平成30年版高齢社会白書」各年10月1日現在

②制度利用に関連する認知症の症状がある高齢者数の推移

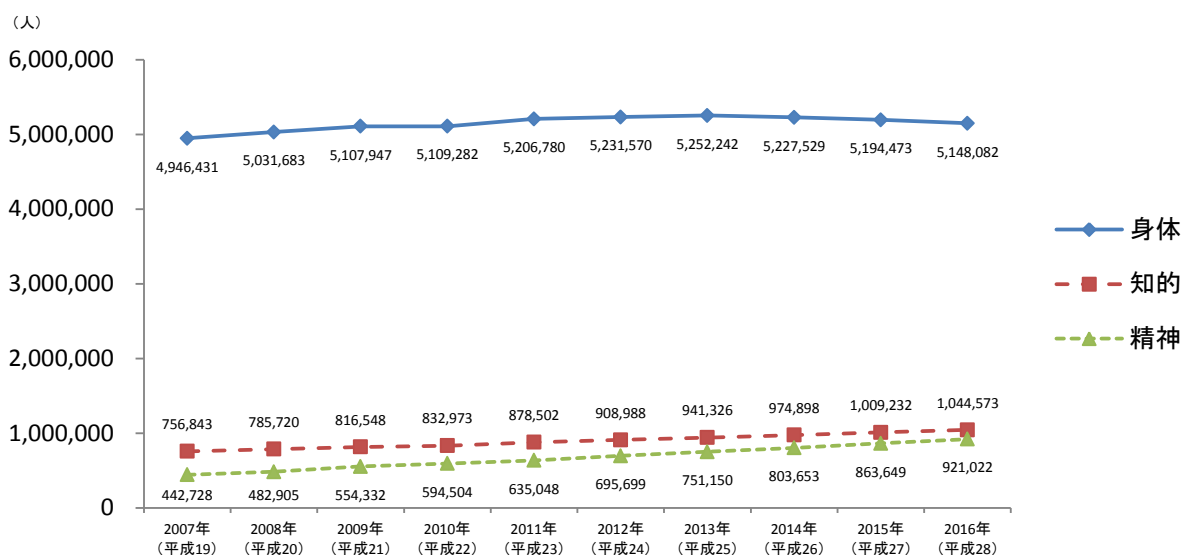
年	2012年 (平成24)	2015年 (平成27)	2020年	2025年	2030年	2040年	2050年	2060年
各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計人数/(率)	462万人 15.0%	517万人 15.7%	602万人 17.2%	675万人 19.0%	744万人 20.8%	802万人 21.4%	797万人 21.8%	850万人 25.3%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計人数/(率)		525万人 16.0%	631万人 18.0%	730万人 20.6%	830万人 23.2%	953万人 25.4%	1,016万人 27.8%	1,154万人 34.3%

資料：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業九州大学二宮教授）による速報値

③制度利用に関連する障害者数の推移（全国）

身体障害者手帳所持者は、2013（平成25）年をピークに減少傾向となっていますが、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳所持者は、増加傾向が続いています。

図．障害者手帳所持者数推移（全国）

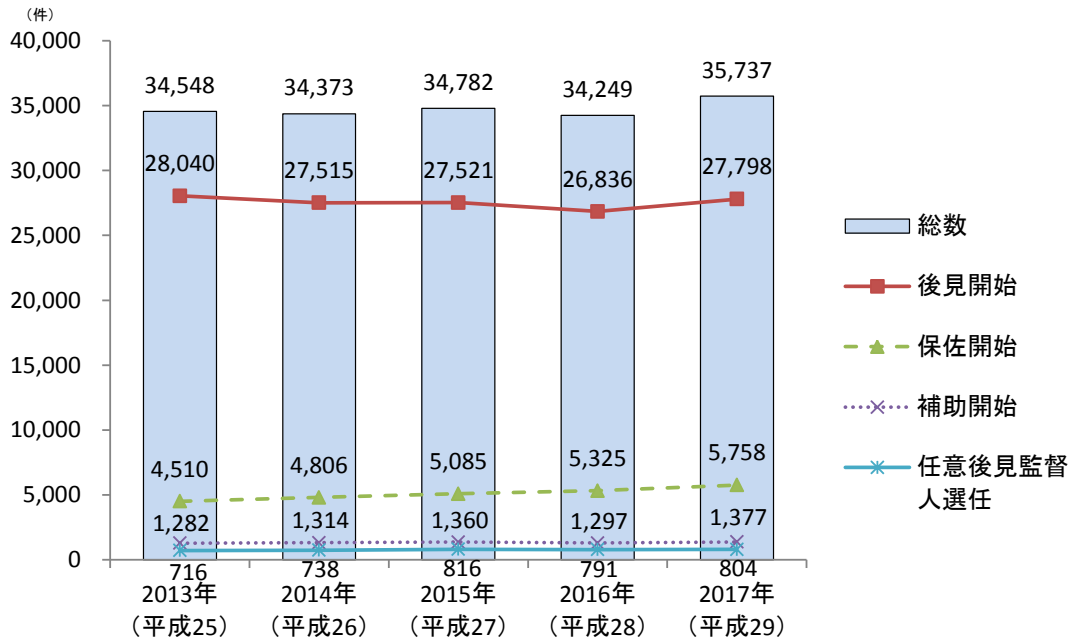


資料：身体・知的：福祉行政報告例、精神：衛生行政報告例

④制度利用の申立て件数の推移（全国）

成年後見制度の申立て件数は、総数で見ると増減を繰り返していますが、保佐開始は、増加傾向となっています。

図. 成年後見制度の申立て件数（全国）

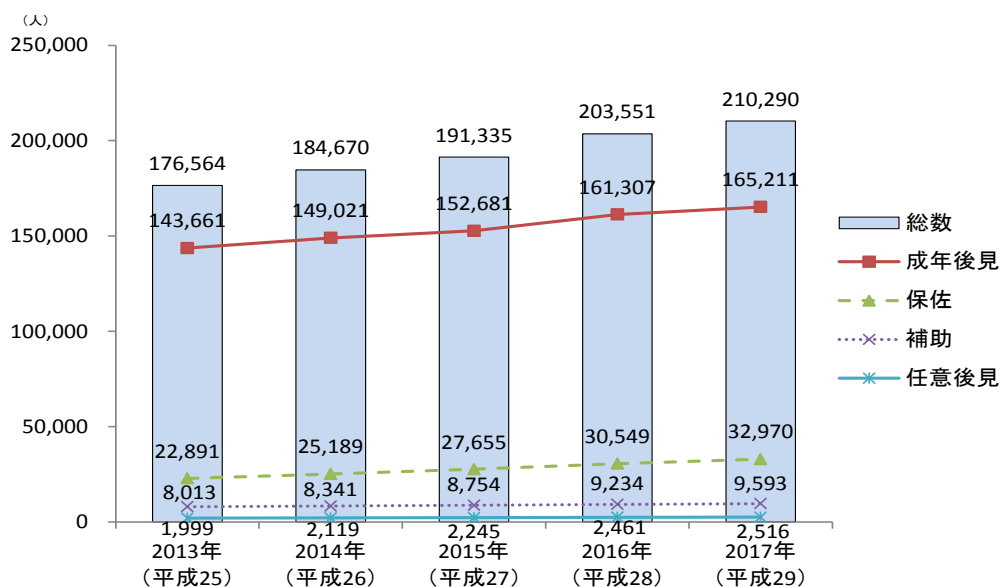


資料：成年後見関係事件の概況 巻末資料

⑤制度利用者数の推移（全国）

成年後見制度の利用者数は、概ね一定の割合で増加しています。

図. 成年後見制度の利用者数（全国）



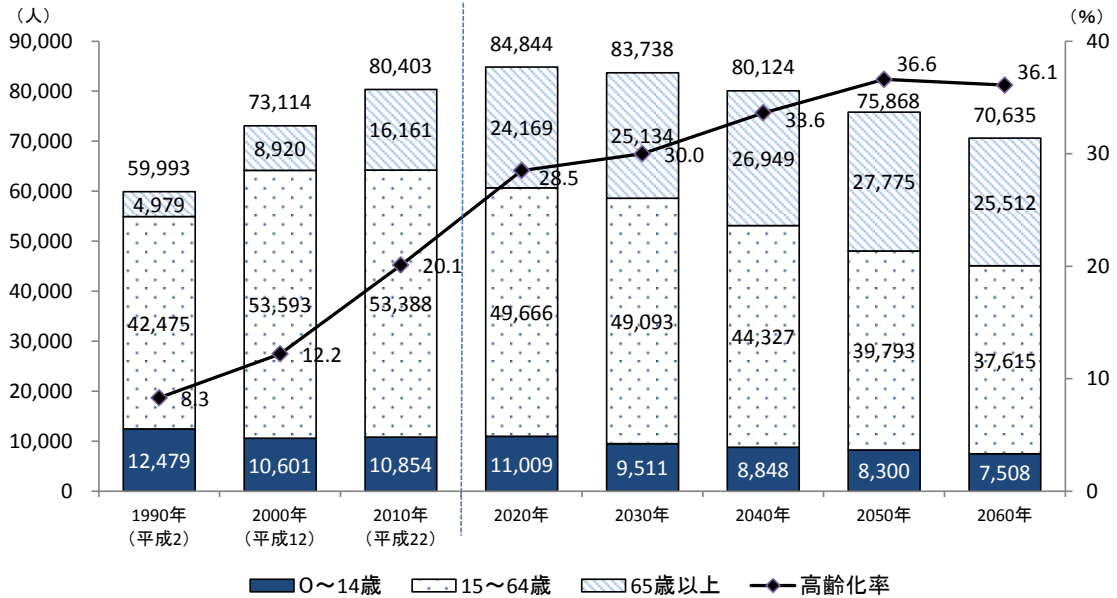
資料：成年後見関係事件の概況 巻末資料

(2) 牛久市における制度利用に関連する高齢者や障がい者等の現状と推計

①牛久市の高齢者数の現状と推計

牛久市の人口は、2020年頃をピークとして下降傾向へ転ずると予測されていますが、高齢者人口は2050年頃まで増加が続くと見込まれています。

図. 人口と高齢化率の現状と推計

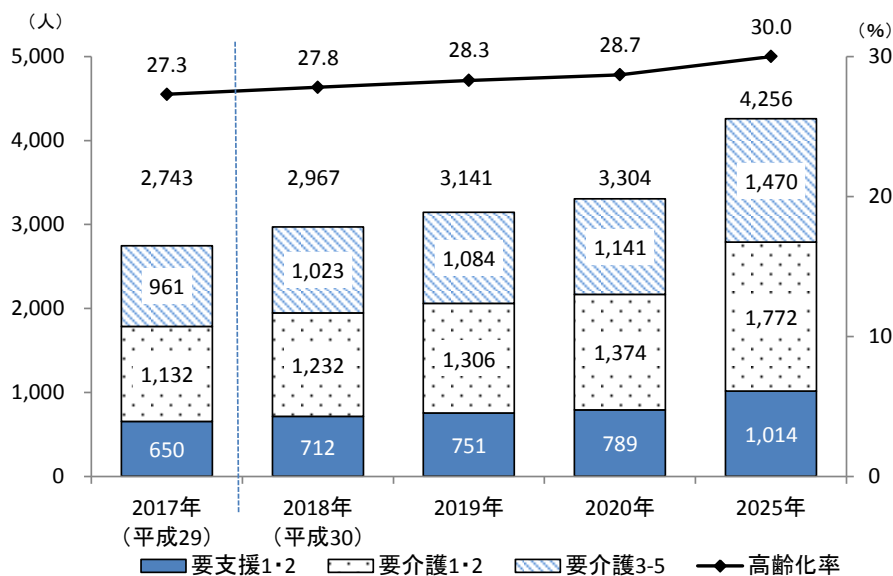


資料：2010年までは住民基本台帳人口、2020年以降は牛久市人口ビジョン

②要介護（要支援）認定者数の推計

本市の要介護（要支援）認定者数は年々増加し、2020年には3,304人、2025年には4,256人となることが予測されています。

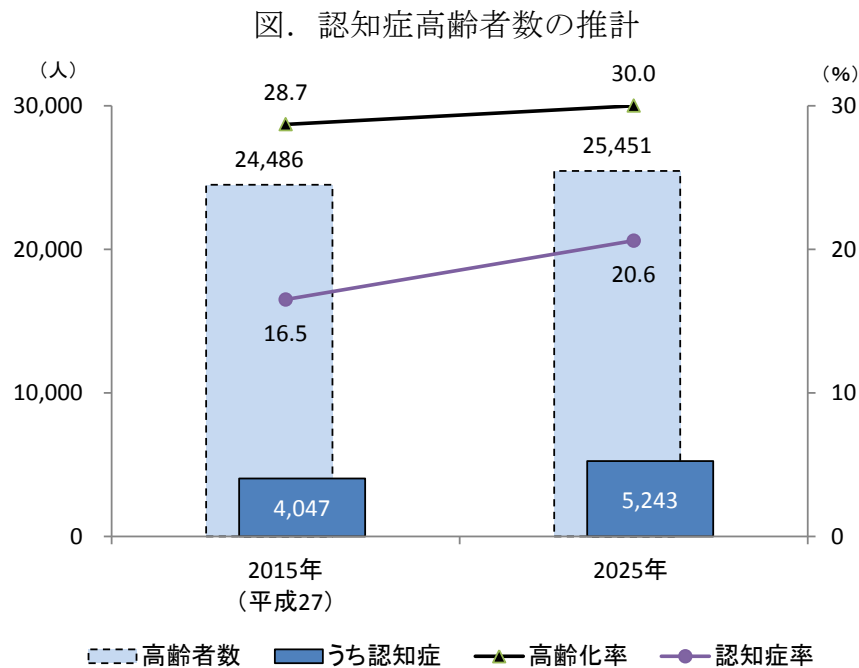
図. 要介護（要支援）認定者数の推移



資料：牛久市高齢者保健福祉計画・牛久市介護保険事業計画・うしく安心プラン21、※平成27年から平成29年までの介護保険事業状況報告（各年9月末）のデータを元にした、国の示す「自然体推計」による推計

③制度利用に関連する認知症の症状がある高齢者数の推計

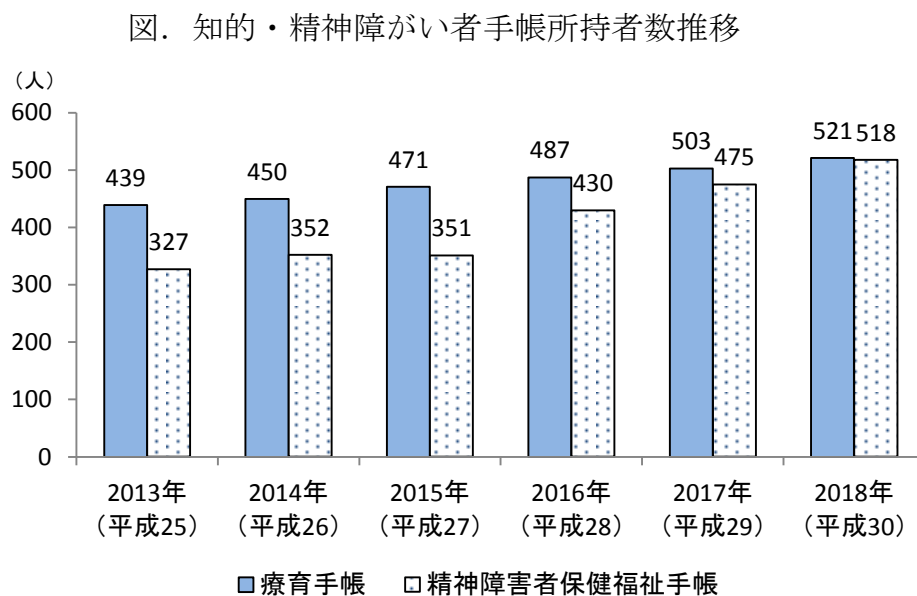
2025年には認知症の高齢者は5,000人を超え、高齢者に占める割合は2割を超えると予測されています。



資料：健康づくり推進課 保健センター通信2015. 7. 1

④制度利用に関連する障がい者数の推移

牛久市の療育手帳所持者数・精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向にあります。特に精神障害者保健福祉手帳所持者数は2016（平成28）年には前年から79名増の475人となり、2018（平成30）年には療育手帳所持者数と並んでいます。

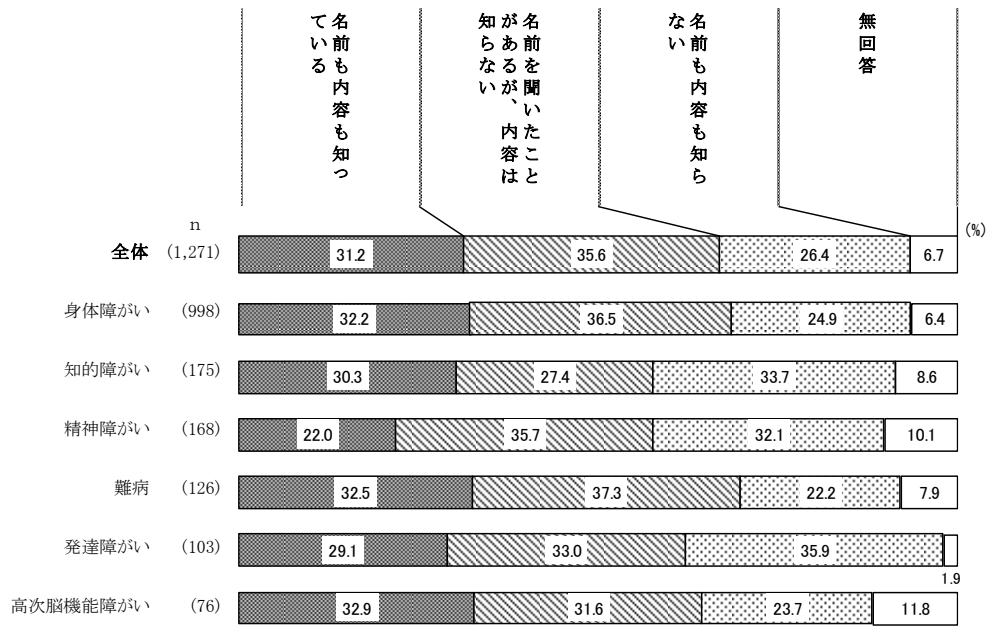


資料：社会福祉課、各年3月31日現在

⑤成年後見制度の認知状況に関連する障害者数の推移

障害者手帳所持者を対象とした調査では、成年後見制度の「名前も内容も知っている」割合は全体で31.2%となっています。所持している手帳の種類別でみると、この割合は〈精神障がい〉で22.0%と特に低くなっています。

図. 成年後見制度の認知度



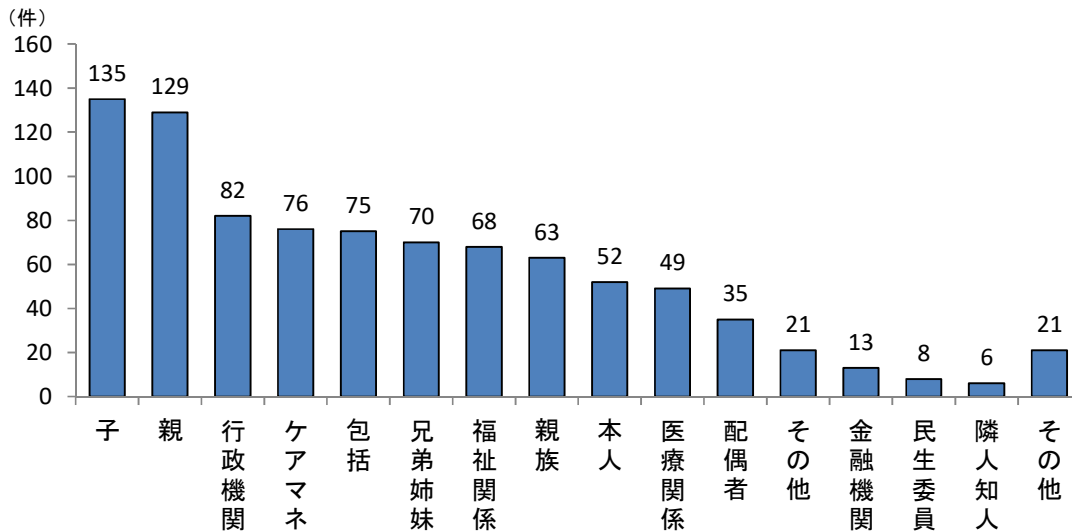
資料：牛久市 福祉に関するアンケート調査 平成29年度

(3) 牛久市成年後見サポートセンター（※5）における取組

①制度に関する相談・支援件数の推移

牛久市成年後見サポートセンターへの相談は、家族、ケアマネージャー等、本人を取り巻くさまざまな経路から受けています。

図. 2014年～2017年（平成26～29年）度の相談経路

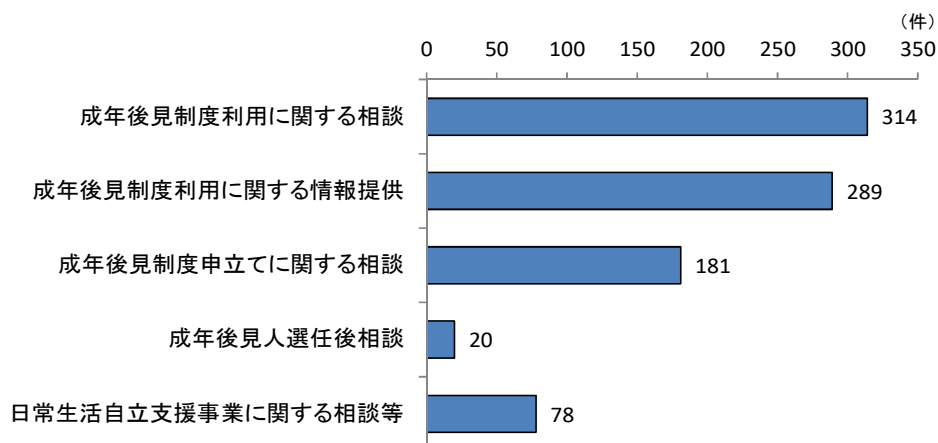


資料：牛久市社会福祉協議会

②全体の相談内容

牛久市成年後見サポートセンターに寄せられた相談では、一般的な成年後見制度に関する情報提供に加え、具体的な制度の利用に関する相談が多くなっています。

図. 2014年～2017年（平成26～29年）度の内容別相談件数



資料：牛久市社会福祉協議会

※5 「牛久市成年後見サポートセンター」とは、牛久市社会福祉協議会が運営する、権利擁護の専門機関です。高齢化や障がいの重度化に伴い、判断能力の低下に不安を感じている認知症高齢者や障がい者、その家族に対して、成年後見制度や日常生活自立支援事業などを活用し、身上保護や財産管理を中心に権利擁護サービス等を提供し、その人らしい安心した生活が送れるよう支援しています。

③市民後見人（※6）の養成

牛久市成年後見サポートセンターでは、平成24年度に市民後見人養成講座を実施し、25名が修了しました。この25名については、フォローアップ研修を実施しています。現在は5名が日常生活自立支援事業（※7）の生活支援員として活動しており、うち2名が法人後見支援員としても活動しています。さらに、生活支援員として活動している方の中から、2018年（平成30年）1月には、1名が茨城県として初めて市民後見人として活動を始めました。2019年（平成31年）3月末現在では、2名の市民後見人が活躍しています。

また、2016年（平成28年）度には、新たに牛久市成年後見サポートセンター支援員養成研修を実施し、20名が修了しました。現在は8名が日常生活自立支援事業の生活支援員として活動しています。2018年（平成30年）11月から、この20名を対象に市民後見人養成研修を実施し、今後、活躍が期待される地域の人材の担い手として養成を進めています。

※6「市民後見人」とは、弁護士や司法書士などの資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者です。

※7「日常生活自立支援事業」とは、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

第4章

施策の展開



基本目標 1 利用者がメリットを実感できる 制度の運用を進めます

基本施策 1 利用者に寄り添った運用を進めます

(1) 利用しやすい制度の運用を進めます

現 状

成年後見制度は、制度自体の難しさや利用するときの準備の複雑さなどにより、市民にあまり浸透していません。今後、制度の活用を進めていくためには、市民に分かりやすい制度の運用が必要です。

また、制度の利用が必要になるであろう時期のことを予測し、事前に市民自らが備えなければならないという面があります。

制度の大半の利用者は、市を介さずに家庭裁判所へ直接申立てをしています。市と家庭裁判所では情報共有がなく、制度の利用者や後見人を把握できないため、必要な支援を行うことができない面があります。

また、各関係機関との連携を強化し、利用予定者を早期に発見することが必要です。

課 題

- ・市民に分かりやすい制度の運用が必要です。
- ・市民により良いサービスを提供するために、成年後見制度に関わる各種機関のノウハウ、情報の集約が必要です。
- ・専門職、各種関係機関、市民をつなぐ機会の創出が必要です。

施策の展開方向

- ・市民や地域とともに制度理解を推進し、成年後見制度利用支援事業等を運用します。
- ・弁護士・司法書士・社会福祉士等の法律、福祉の専門職団体や関係機関による相談や支援を進めます。
- ・成年後見制度の申立てについて、家庭裁判所と情報交換・調整等を行います。

◆主な関連事業◆

事業番号	事業	事業の内容	所属部署
1	専門職による相談事業	後見実施者を対象に弁護士・司法書士・社会福祉士等による相談を実施します。	市社会福祉協議会
2	民間事業者等との連携	医療、金融機関、警察との連携を進め、適切な制度運用を行います。	市社会福祉協議会
3	成年後見制度利用支援事業	市長申立てに要するための経費および後見人等の報酬の支援をします。	高齢福祉課 社会福祉課
4	市長申立て	本人に判断能力がなく、親族もない場合には、市長が家庭裁判所への後見開始申立て等を代行します。	高齢福祉課 社会福祉課

基本施策2 利用者本人の意思決定支援および身上保護を実施します (1) その時々々の心身の状況等に応じた適切な支援を図ります

現 状

利用予定者のなかには、ひとり暮らしの方や、家族の支援が得られにくい方もいます。制度の利用者に関する情報は、市内の関係各所に集まっていますが、その情報の集約を行うことができていません。そのため、市民に対して適切な支援を行うことができていない可能性があります。

課 題

- ・制度の利用にあたって、本人の利益や生活状況を踏まえた支援が必要です。
- ・必要なさまざまな福祉サービスや医療等の日常生活を支える公的サービス等と一体的、かつ段階的に身上保護等につなげます。
- ・情報を集約し、適切な後見類型等の選択や速やかに必要な制度の利用につなげていくことが必要です。

施策の展開方向

- ・各種関連機関が集まり、さまざまなニーズに対応した制度となるように運用を見直します。
- ・公的サービスとの一体的な取り組みを進めます。
- ・保佐・補助および任意後見の利用を進めます。
- ・関係機関との情報共有の場をつくります。

◆主な関連事業◆

事業番号	事業	事業の内容	所属部署
5	日常生活自立支援事業	日常生活自立支援事業の利用者で、判断能力が低下し、契約内容が理解できなくなった場合には、成年後見制度の利用につながります。	市社会福祉協議会
6	地域包括支援センターや介護事業者等との連携	高齢者の介護サービス利用に係る個別支援会議を通して、生活全体を支える見守り体制をつくり、必要に応じて成年後見制度の利用につながります。	高齢福祉課 市社会福祉協議会 地域包括支援センター
7	相談支援事業所等との連携	障がい者の福祉サービス利用に係る個別支援会議を通して、生活全体を支える見守り体制をつくり、必要に応じて成年後見制度の利用につながります。	社会福祉課
8	身上保護の充実	高齢者や障がい者を支援するための既存の個別支援チームだけではなく、成年後見に係る支援者を含め、関係者全員で見守り等の支援を進めます。	市社会福祉協議会



基本目標2 権利擁護支援の 地域連携ネットワークづくりを進めます

基本施策1 権利擁護支援の地域連携ネットワークおよび中核機関の 整備を進めます

(1) 地域連携ネットワークの整備を図ります

現 状

親族後見人等からの相談支援は、監督する家庭裁判所で行われていますが、本人が地域でどのような支援を受け、権利が守られ生活しているかなど、身上保護等の福祉的な面では、家庭裁判所が把握している情報が限られている状況にあります。

課 題

- ・保健・医療・福祉の連携を充実させていくことが必要です。
- ・家庭裁判所や弁護士・司法書士・社会福祉士等との連携が必要です。
- ・実績のある専門職団体等の既存資源も十分活用しながら整備を進めていく必要があります。

施策の展開方向

- ・早期の段階からの相談を受け対応できる体制を整備します。
- ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援を進めます。
- ・福祉サービスや医療等の日常生活を支える公的サービスと一体的につなげます。
- ・各相談機関、成年後見関連事業者等の情報の共有・集約を進めます。
- ・牛久市成年後見サポートセンターとの連携を促進します。

◆主な関連事業◆

事業番号	事業	事業の内容	所属部署
9	地域連携ネットワークの構築	保健・医療・介護・福祉機関との連携を活かしつつ、新たに司法との連携により、支援の必要な市民に対する制度利用の体制を整備します。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会

(2) 地域の実情に応じた中核機関の設置を進めます

現 状

既存の福祉関係機関によるネットワークによって、市民の権利は守られていますが、今後、さらに市民の権利や利益を守っていくためには、その輪に家庭裁判所等の司法を組み入れていくことが必要不可欠です。協議や課題解決のための地域連携ネットワークづくりが求められています。

課 題

- ・地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要です。
- ・既存のネットワークを活用しつつも、司法の観点を加えた、新たなネットワークづくりが必要です。

施策の展開方向

- ・地域連携ネットワークにおけるチームでの対応や支援を行う中で、不正の未然防止や早期発見へつなげます。
- ・地域連携ネットワークの中核の役割を担うことが適当と考えられる機関への委託を検討します。

◆主な関連事業◆

事業番号	事業	事業の内容	所属部署
10	中核機関の整備	後見人等支援のための適切な情報連携の中核となる機関を整備します。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会
11	協議会の検討	中核機関をサポートするため、既存の組織を活かしながら、新たに多職種による成年後見制度に関する支援策の向上について協議する場の設置を検討します。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会

基本施策2 担い手の育成を図ります

(1) 市民後見人の担い手の確保を図ります

現 状

牛久市成年後見サポートセンターでは、平成24年度に市民後見人養成講座を実施し25名が修了しました。この25名については、フォローアップ研修を実施しています。

現在は、5名が日常生活自立支援事業の生活支援員として活動しており、うち2名が法人後見支援員としても活動しています。

平成30年1月には、1名が市民後見人として活動を始めました。平成31年3月現在では、2名が市民後見人として活躍しています。

適切なフォローアップを行うことで、後見人の理解不足・知識不足を補うことができ、不正防止にも寄与します。

課 題

- ・高齢化社会、制度の広まりによって、制度のニーズは拡大することが予想されます。後見利用の需要の拡大に対応した後見人の確保が必要です。
- ・現在活動している後見人の高齢化も危惧されます。
- ・認知症や障がい特性を理解した支援を行うことができる後見人が必要です。
- ・後見人をフォローアップする環境の整備が必要です。

施策の展開方向

- ・市民の地域貢献ニーズの掘り起こしを進めます。
- ・継続的な教育を行い、適切な制度の利用の下で活動を行います。

◆主な関連事業◆

事業番号	事業	事業の内容	所属部署
12	市民後見人養成講座	新たな後見人の養成を行います。	市社会福祉協議会
13	後見人等情報交換会	後見人等に選任されている方の困りごと、地域福祉関係者との情報交換を行います。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会
14	スキルアップ研修の実施	後見人の教育、不正防止のために定期的に研修会を実施します。	市社会福祉協議会



基本目標3 安心して成年後見制度を 利用できる環境を整備します

基本施策1 市民の制度への理解度を深めます

(1) 幅広い市民への周知を図ります

現 状

成年後見制度の利用において、社会生活上で大きな支障が生じない限りまたは生じていても、制度の理解や認知が進んでいないなどから、利用に至らないといった実情があります。

市が平成29年度に実施した障害者手帳所持者を対象とした調査では、成年後見制度の「名前も内容も知っている」割合は全体で31.2%となっています。

課 題

- ・幅広い市民へ、制度の理解促進を図るため普及啓発を行うことが必要です。
- ・市内の障がい者への制度の認知が進んでいません。
- ・福祉の専門職団体や関係機関の理解促進も必要です。
- ・市民への制度理解を図り、不正を未然に防止する意識を徐々につくり出すための取り組みが必要です。

施策の展開方向

- ・市民や地域とともに制度理解を推進します。
- ・市民への制度理解と周知を行い、地域で信頼される制度を目指します。
- ・福祉の専門職団体や関係機関へ成年後見制度の研修を行い、必要な市民に支援が行われる体制をつくります。

◆主な関連事業◆

事業番号	事業	事業の内容	所属部署
15	地域での牛久市行政情報出前講座	地域で行われる集会や団体の会議などで制度について説明します。	市社会福祉協議会 市民活動課
16	「わたしの手帳」の配布	市民に制度の利用を検討してもらうために、希望者に対して「わたしの手帳」の配布を行います。	高齢福祉課 地域包括支援センター
17	専門職団体・関係機関向け研修	専門職団体や関係機関を対象に、成年後見制度利用促進のための研修を行います。	市社会福祉協議会
18	市民向け研修	市民を対象に、成年後見制度利用促進のための研修会を開催します。	市社会福祉協議会
19	広報媒体の活用	広報紙、ホームページ、パンフレット等の多様な広報媒体を活用し、幅広い情報発信を行います。	市社会福祉協議会

基本施策2 地域連携ネットワークの整備と不正を防止する取り組みを 充実させます

(1) チーム体制で支援を進めます

現 状

成年後見制度は、制度自体の難しさや利用するときの準備の複雑さなどがあり、市民にとっては、依然として利用しにくいものとなっています。

また、国内では毎年後見人による不正事案が発生しています。成年後見制度における後見人等には、第三者の専門職等が選任される場合と、専門職以外の家族などが親族後見人等として選任される場合がありますが、理解不足・知識不足から親族後見人等による不正が多くなっています。

国内の平成28年度における不正事案は502件、被害額は約26億円で、平成26年まで件数、額ともに増加傾向でしたが、平成27年以降はいずれも減少しています。

内訳をみると、専門職が30件（6.0%）、約0.9億円（3.5%）で、専門職以外の親族後見人は472件（94.0%）、約25.1億円（96.5%）となっています。

課 題

- ・自ら SOS を発信できない人のニーズに気付くことが必要です。
- ・早期の段階からの相談・対応体制の整備が必要です。
- ・親族などが気軽に相談できる相談機関が必要です。
- ・成年後見制度の利用開始に関する本人・親族の意思決定支援が必要です。
- ・関係機関の連携促進、不正防止のためにチーム体制の構築が必要です。
- ・市民や福祉サービス事業者からの相談等を集約するための機関が必要です。

施策の展開方向

- ・各関係機関の情報の共有を図り、市民ニーズの把握を進め、適切な対応へと結びつけます。
- ・制度の利用が必要な市民の早期把握と早期支援によって適切に権利や利益を守ります。

- ・後見人と福祉サービス事業者やケアマネジャー、相談支援専門員、民生委員児童委員、金融機関や民間事業者等などのチームにより被後見人を支援し、本人の意向に基づいた福祉サービスや医療等の公的サービスの提供がなされるようにします。また、不正の未然防止を図ります。
- ・制度の利用が必要な方の早期発見・初期相談の役割を担う、一次相談窓口を設置します。
- ・中核機関として、一次相談窓口や親族後見人・市民後見人からの相談に対応する二次相談窓口を設置します。

◆主な関連事業◆

事業番号	事業	事業の内容	所属部署
20	市民ニーズの把握	市民満足度調査、各種市民ニーズ調査を分析し、市民ニーズの把握に努めます。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会
21	一次相談窓口の設置	成年後見制度の利用が必要な方の早期発見・初期相談の窓口を設置します。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会
22	個別会議の開催	一次相談窓口やチームからの相談に対応し、本人を中心としたチームの支援を行います。	市社会福祉協議会
23	二次相談窓口の設置	中核機関として、成年後見制度の利用促進のため、一次相談窓口や親族後見人、市民後見人からの相談に対応し、チーム体制での支援を進めます。	市社会福祉協議会

第5章

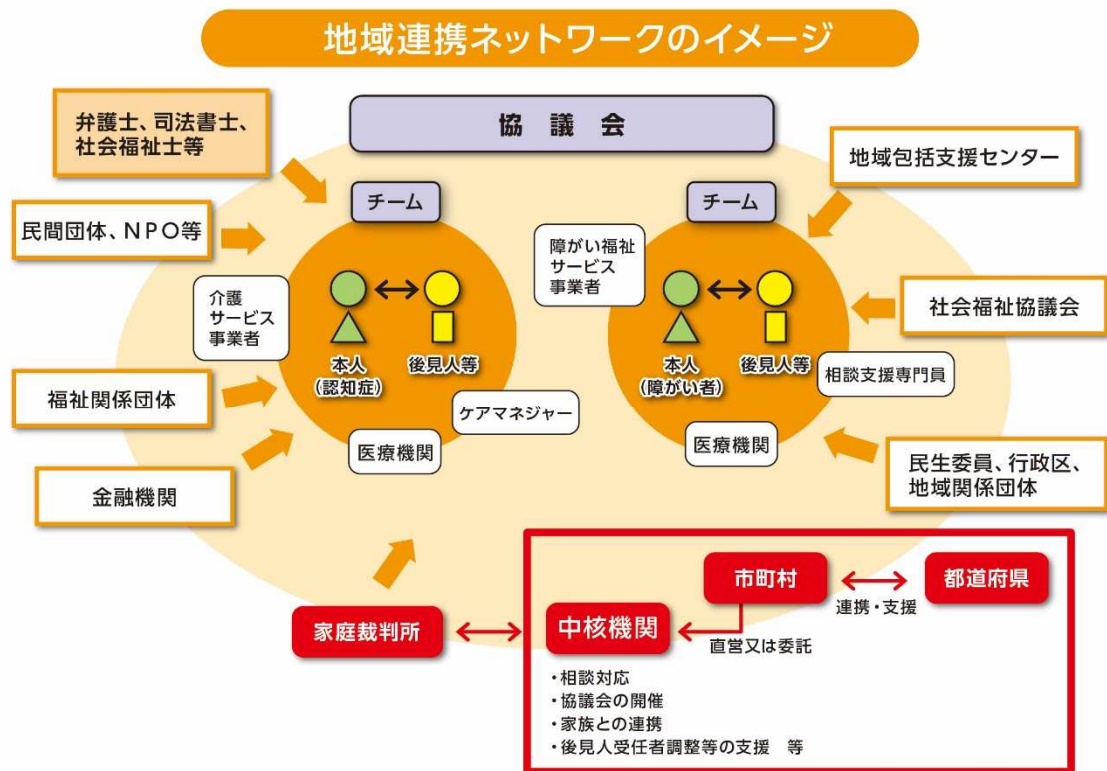
計画の推進

1 計画の推進体制

中核機関や協議会、相談窓口の整備を根幹として、行政、社会福祉協議会、家庭裁判所、事業者などの連携を推進し、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を図ります。

またこれまで取り組んできた地域福祉、地域包括ケアシステムなどの地域資源の活用や、地域福祉計画など他の施策との横断的・有機的連携策も推進していきます。

図： 地域連携ネットワークのイメージ図



2 計画の進行管理

本計画に基づく、各施策および事業の進行管理を行うとともに、効果等に関する評価を加え、改善を図ります。いわゆる「PDCAサイクル」は、「立案 (plan)」、「実施 (do)」、「評価 (check)」、「見直し (action)」のプロセスを順に実施するものです。最後の「見直し」では、「評価」の結果から、「立案」の内容を継続 (定着)・修正・破棄のいずれかにして、次回の「立案」に結びつけるプロセスを繰り返すことによって、品質の維持・向上および継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法です。

本計画の評価および進行管理を行う上で、地域連携ネットワーク、中核機関および庁内関係部課との連携・調整を図り取組みを進めてまいります。評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、計画の見直し等を行います。

資料編

資料 1. 計画策定の経過

年月日	主な会議など	主な内容
平成 29 年 12 月 13 日	平成 29 年度 牛久市地域福祉計画審議会・牛久市地域福祉活動計画策定委員会 第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・「牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の見直しについて ・ 8 地区社会福祉協議会の活動発表について
平成 30 年 2 月 16 日	8 地区社会福祉協議会情報交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8 地区社協の活動の取り組み状況、活動の問題点や課題等を発表し情報交換
平成 30 年 4 月 18 日	平成 30 年度 牛久市地域福祉計画審議会・牛久市地域福祉活動計画策定委員会 第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・「牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の見直しについての市長諮問 ・計画見直し手法の検討
平成 30 年 5 月 23 日	庁内検討委員会・ワーキングチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> ・関連事業評価資料の作成について
平成 30 年 6 月 25 日 ～7 月 21 日	地域支え合い懇談会（市内 8 会場） 6/25 牛久小学校区 6/30 中根小学校区 7/1 奥野小学校区 7/3 ひたち野うしく小学校区 7/4 牛久第二小学校区 7/11 向台小学校区 7/19 岡田小学校区 7/21 神谷小学校区	<ul style="list-style-type: none"> ・各小学校区の地区社協ごとに、日頃の活動の中で感じている地域の課題や地区社協の在り方等について、意見や要望を出していただきました。
平成 30 年 8 月 2 日	平成 30 年度 牛久市地域福祉計画審議会・牛久市地域福祉活動計画策定委員会 第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> ・「牛久市地域福祉計画関連事業一覧結果まとめ」について ・「地域支え合い懇談会」について
平成 30 年 10 月 3 日	平成 30 年度 牛久市地域福祉計画審議会・牛久市地域福祉活動計画策定委員会 第 3 回	<ul style="list-style-type: none"> ・「牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」骨子・フレームについて ・「牛久市成年後見制度利用促進計画」骨子・フレームについて
平成 30 年 10 月 31 日	庁内検討委員会・ワーキングチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> ・計画書素案の作成について
平成 30 年 12 月 26 日	平成 30 年度 牛久市地域福祉計画審議会・牛久市地域福祉活動計画策定委員会 第 4 回	<ul style="list-style-type: none"> ・「牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」及び「牛久市成年後見制度利用促進計画」の素案の検討 ・パブリックコメントの実施について
平成 31 年 1 月 7 日 ～1 月 29 日	計画素案パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案についてパブリックコメントを実施し、5 通 30 件のご意見をいただきました。
平成 31 年 2 月 14 日	平成 30 年度 牛久市地域福祉計画審議会・牛久市地域福祉活動計画策定委員会 第 5 回	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント意見集約について ・「牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」及び「牛久市成年後見制度利用促進計画」の表紙案の検討 ・「牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の概要版の検討
平成 31 年 2 月 21 日	市長へ計画答申	<ul style="list-style-type: none"> ・岩井会長から市長へ答申

資料 2. 牛久市地域福祉計画審議会設置条例

平成 20 年 3 月 21 日 条例第 3 号

最終改定 平成 30 年 3 月 21 日

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条第 1 項の規定に基づく、本市の地域福祉計画の策定及び円滑な実施の推進等を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、牛久市地域福祉計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、地域福祉計画の策定、見直し及び実施に関し、必要な調査及び審議を行うものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民の代表
- (2) 福祉関係者の代表
- (3) 保健医療関係者の代表
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、地域福祉計画担当課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年条例第 6 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

資料 3. 牛久市地域福祉活動計画策定委員会

平成 11 年 8 月 24 日制定

最終改定 平成 29 年 11 月 8 日

(設置)

第 1 条 地域福祉活動計画策定のため、牛久市地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 策定委員会は、地域住民への福祉ニーズに対するアンケート調査等の資料に基づき、次に掲げる事項を策定する。

- (1) 地域福祉活動計画策定及び見直しに関すること。
- (2) その他計画策定に関すること。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 20 名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる機関のうちから選出された者を、会長が委嘱する。

- (1) 社会福祉団体
- (2) 社会福祉施設
- (3) 民生委員児童委員
- (4) 市民代表
- (5) 医療関係者
- (6) 教育関係者
- (7) 学識経験者
- (8) 行政関係者
- (9) 社会福祉協議会理事
- (10) その他会長が必要と認めるもの

(検討委員会)

第 4 条 検討委員会の補助機関として、検討会を置くことができる。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第 6 条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 策定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報告)

第 8 条 委員長は、第 2 条に定める所掌事項の成果について、速やかにその内容を会長に報告する。

(庶務)

第 9 条 策定委員会の庶務は、牛久市社会福祉協議会において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年8月24日から施行する。

(中略)

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年11月8日から施行する。

資料4. 牛久市地域福祉計画検討委員会設置要綱

平成20年2月13日訓令第1号

最終改定 平成30年3月28日

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項の規定に基づく、本市の地域福祉計画の策定に関する方針の検討及び連絡調整をするため、牛久市地域福祉計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 牛久市地域福祉計画の策定に係る調査研究及び連絡調整に関すること。

(2) その他牛久市地域福祉計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には副市長、副委員長には地域福祉計画担当部長、委員には教育長、各部等の長、教育部長及び関係課等の長を充てる。

3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(牛久市地域福祉計画ワーキングチーム)

第4条 検討委員会の補助機関として牛久市地域福祉計画ワーキングチームを置く。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(意見の聴取等)

第6条 検討委員会は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、意見の聴取等を行い、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、地域福祉計画策定担当課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(中略)

附 則 (平成30年訓令第3号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

資料5. 牛久市地域福祉計画策定ワーキングチーム設置要綱

平成20年2月13日訓令第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、牛久市地域福祉計画検討委員会設置要綱（平成20年訓令第1号）第4条の規定に基づき設置される牛久市地域福祉計画策定ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 ワーキングチームは、牛久市地域福祉計画庁内検討委員会の方針に基づき、次の事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画策定のための資料収集、現状分析及び素案の作成に関すること。
- (2) その他地域福祉計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 ワーキングチームは、市長が任命する市職員をもって組織する。

(任期)

第4条 ワーキングチームの構成員は、地域福祉計画策定後に解任されるものとする。

(部課等の長の協力)

第5条 ワーキングチームに関係する部課等の長は、積極的にチームの運営に協力しなければならない。ただし、当該部課等の事務の繁忙期においては、当該部課等の事務を優先するものとする。

(運営)

第6条 ワーキングチームの会議は、地域福祉計画担当部長の命により、地域福祉計画担当課長が必要に応じて随時招集し、会議を総理する。

(庶務)

第7条 ワーキングチームの庶務は、地域福祉計画担当課において行う。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

資料6. 牛久市地域福祉計画策定審議会委員名簿及び牛久市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

氏名	所属	分野	備考
柳井秀之	牛久市区長会	市民の代表	
坂弘毅	牛久市ボランティア・市民活動ネットワークゆめまちネット	市民の代表	
栗山大貴	牛久市青年会議所	市民の代表	
石野雅昭	地区社会福祉協議会	市民の代表	
岡見清	牛久市社会福祉協議会	福祉関係者の代表	副会長・副委員長
末永宏	牛久市シニアクラブ連合会	福祉関係者の代表	
遠藤むつよ	牛久市障害者連合会	福祉関係者の代表	
仙波共榮	牛久市民生委員児童委員協議会	福祉関係者の代表	
柴山亮	牛久市介護支援専門員連絡協議会	福祉関係者の代表	
浅沼玲子	牛久市保育園連絡協議会	福祉関係者の代表	
鳥越啓隆	竜ヶ崎市・牛久市医師会牛久支部	保健医療関係者の代表	
福恵節子	訪問看護ステーションうしく	保健医療関係者の代表	
岩井浩一	県立医療大学	学識経験者	会長・委員長
長谷川安男	牛久市学校長会	その他市長が必要と認めた者	
長谷川啓一	牛久市PTA連絡協議会	その他市長が必要と認めた者	
川上秀知	牛久市保健福祉部	その他市長が必要と認めた者	
高谷寿	牛久市市民部	その他市長が必要と認めた者	

【旧委員】

氏名	所属	分野	備考
勝山典明	牛久市PTA連絡協議会	その他市長が必要と認めた者	

資料 7. 牛久市地域福祉計画検討委員会委員名簿

職 名 等			氏 名	備 考
副市長			滝本 昌司	委員長
保健福祉部長			川上 秀知	副委員長
教育長			染谷 郁夫	
市長公室長			吉川 修貴	
経営企画部長			飯泉 栄次	
総務部長			中沢 勇仁	
市民部長			高谷 寿	
環境経済部長			藤田 聡	
建設部長			八島 敏	
教育部長			川井 聡	
議会事務局長			滝本 仁	
市長公室	広報政策課	課長	本多 聡	
経営企画部	政策企画課	課長	柳田 敏昭	
総務部	総務課	課長	吉田 充生	
市民部	市民活動課	課長	糸賀 珠絵	
	交通防災課	次長兼課長	植田 裕	
保健福祉部	次長		藤田 幸男	
	次長		小川 茂生	
	社会福祉課	課長	糸賀 修	事務局
	こども家庭課	課長	結束 千恵子	
	保育課	課長	中山 智恵子	
	高齢福祉課	課長	川真田 智子	事務局
	健康づくり推進課	課長	内藤 雪枝	
	医療年金課	課長	石塚 史人	
環境経済部	環境政策課	課長	横瀬 幸子	
	廃棄物対策課	課長	栗山 裕一	
	農業政策課	課長	神戸 千夏	
建設部	都市計画課	次長兼課長	山岡 孝	
	空家対策課	課長	柴田 賢治	
	建築住宅課	課長	榎本 友好	
教育委員会	教育総務課	課長	川真田 英行	
	指導課	課長	豊嶋 正臣	
	放課後対策課	課長	吉田 茂男	
	生涯学習課	課長	中野 祐則	
	スポーツ推進課	課長	齋藤 勇	
社会福祉法人 牛久市社会福祉協議会		常務理事兼事務局長	岡見 清	

資料 8. 牛久市地域福祉計画策定ワーキングチーム委員名簿

職 名 等			氏 名	備 考
市長公室	広報政策課	主査	山越 美穂	
経営企画部	政策企画課	課長補佐	中島 雄一	
総務部	総務課	課長補佐	中澤 久	
市民部	市民活動課	課長補佐	飯島 敦子	
	交通防災課	課長補佐	斎藤 正浩	
保健福祉部	社会福祉課	課長補佐	横田 一郎	事務局
	社会福祉課	課長補佐	柳橋 克栄	
	こども家庭課	課長補佐	植田 英子	
	保育課	課長補佐	大野 由光	
	高齢福祉課	課長補佐	石塚 悟	
	健康づくり推進課	課長補佐	野口 信子	
	医療年金課	課長補佐	大野 恵子	
環境経済部	環境政策課	課長補佐	大徳 通夫	
	廃棄物対策課	課長補佐	荒木 浩司	
	農業政策課	主任	野崎 晴美	
建設部	都市計画課	課長補佐	稲葉 健一	
	空家対策課	主査	坂本 裕紀	
	建築住宅課	課長補佐	松添 明彦	
教育委員会	教育総務課	室長	戸塚 美幸	
	指導課	課長補佐	山口 明	
	放課後対策課	主査	中山 明子	
	生涯学習課	課長補佐	山越 義弘	
	スポーツ推進課	課長補佐	飯島 章友	
社会福祉法人	牛久市社会福祉協議会	事務局次長	中村 佳代	

【事務局】 社会福祉課 課長 糸賀 修
 (障がい福祉G) 課長補佐 横田 一郎
 主査 板倉 美世恵
 主査 富田 香織
 主事 岸 晃平
 高齢福祉課 課長 川真田 智子
 (介護保険G) 主査 橋本 円

牛久市成年後見制度利用促進計画

発行 2019年（平成31年）3月
編集 牛久市 保健福祉部 社会福祉課
高齡福祉課
社会福祉法人 牛久市社会福祉協議会
〒300-1292
牛久市中央3丁目15番地1
電話 029（873）2111（市代表）
029（871）1295（市社協）



茨城県 **牛久市**
CITY OF USHIKU, IBARAKI PREF. JAPAN